

随意契約結果(物品等)

第1四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 道路管理システム対応端末機器等(下水道部)一式借入	158情報処理用機器(賃貸)	(株) JECC	¥1,039,500	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	津守工営所分室2階ボイラー設備修繕	設備修繕	(株) 日本サーモエナー	¥1,662,474	4月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	堀川橋ポンプ場排水ポンプ修繕	設備修繕	新明和アクアテクサービス(株)	¥1,540,000	5月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度道路管理システム対応端末機器等（下水道部）一式借入

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

道路管理システムは、当局が管理する道路法上の道路における占有物件の埋設位置の確認・占有物件設置に伴う許可申請及び許可業務・工事進捗状況の管理などを行うためのものである。

当該機器はハードウェア（端末機器、プリンター、スキャナー、ネットワーク機器及びそれらの付属品等）とソフトウェアの借入・導入・保守に係るものであり令和8年2月28日付けで借入期間が満了する。

この間、当該借入期間満了後の新機器の発注準備をしてきたところであるが、令和6年7月に発生した南部方面管理事務所の管理棟1階の火災事故等の影響や、見積もりの過程において、特に今年の秋以降、世界的にPCメモリの供給が不安定かつ価格が高騰してきており、今後の情勢見通しが困難であることが判明したため、設置場所、機器の必要数やスペック等の仕様検討に時間を要した。

今から新機器の発注準備を行うが、1月中旬に公告を行い、2月下旬に業者決定及び契約を締結し、新機器の入替え及び設定等を行う期間（4か月）を考慮すると現リース契約満了以降、本件リース期間を4か月設ける必要がある。

なお、現在使用している機器は日常の状態監視において現在も安定的に稼働していることを確認しており、保守対応を行う契約相手方からは4か月間の継続利用は問題ないとの回答を得ている。

また、本件リースを行うにあたり、複数の業者に聞き取りをしたところ、リース期間が非常に短く、月当たりのリース単価が現行機器より高額となることに伴って借入単価が上がることから、総じて本件リースの方が安価であるという意見であり経済的である。

以上のことから、本案件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務の必要性があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の再契約）により、現在契約中の上記契約相手方と随意契約を行うものである。

なお、再リース契約については長期継続契約に該当しない契約であり、本件にかかる債務予算は措置されていないことから、本件リース契約については今年度リース期間と翌年度リース期間を分けて発注する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
建設局下水道部調整課

2

随意契約理由書

1 契約名称

津守工営所分室2階ボイラー設備修繕

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

本件は、津守工営所分室2階で使用しているボイラー設備より漏水が発生し、階下の天井を伝い執務室に漏水しているため修繕するものである。

上記業者は本ボイラー設備の製作会社であり、取り替え部品も他社では製造していない。また修繕するボイラー設備の機能を熟知しており故障の原因を速やかに特定し修繕することができ、修繕後の一貫した責任と保証を持たせることができる唯一の業者であることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所管理課

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

堀川橋ポンプ場排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

本件は、堀川橋ポンプ場におけるポンプ設備について、ポンプ構成部品の劣化による故障が判明したため、修繕を行うものである。

当該ポンプは、扇町バイパス（堀川橋）の雨水等を排出することを目的として設置されている。現状のままでは、当該バイパス（アンダーパス）の排水機能に支障が生じることから、車両の通行に支障をきたすなど市民生活における安全性や利便性に多大な損害を及ぼすこととなるため早急に修繕する必要がある。

当該ポンプは、新明和工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、新明和工業(株)からポンプ修繕業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）